

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	市税および国民健康保険税等収納管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、市税および国民健康保険税等収納管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税および国民健康保険税等収納管理事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の収納管理に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①収納状況確認、消し込み、照会。 ②督促状の発行。 ③税等に過誤納があった場合の還付、充当処理。 ④口座振替情報の作成、納税者の口座情報の管理。 ⑤公金受取口座情報の取得および利用。
③システムの名称	収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納整理システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24項、44項、85項および100項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、115、132 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 収納課 収納管理係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42項	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 42の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 25の各条	事後	
平成30年4月1日	評価書名	市税および国民健康保険税収納管理事務	市税および国民健康保険税等収納管理事務	事後	
平成30年4月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	青梅市は、市税および国民健康保険税収納管 理事務における特定個人情報ファイルの取扱 いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが 個人のプライバシー等の権利利益に影響を及 ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏 えいその他の事態を発生させるリスクを軽減さ せるために適切な措置を講じ、もって個人のプ ライバシー等の権利利益の保護に取り組んでい ることを宣言する。	青梅市は、市税および国民健康保険税等収納 管理事務における特定個人情報ファイルの取扱 いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが 個人のプライバシー等の権利利益に影響を及 ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏 えいその他の事態を発生させるリスクを軽減さ せるために適切な措置を講じ、もって個人のプ ライバシー等の権利利益の保護に取り組んで いることを宣言する。	事後	
平成30年4月1日	①事務の名称	市税および国民健康保険税収納管理事務	市税および国民健康保険税等収納管理事務	事後	
平成30年4月1日	②事務の概要	個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動 車税および国民健康保険税の滞納整理事務を 行う。	個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動 車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険 料および介護保険料の滞納整理事務を行う。	事後	
平成30年4月1日	①部署	総務部 収納課	市民部 収納課	事後	
平成30年4月1日	連絡先	総務部 収納課 徴収庶務係	市民部 収納課 徴収庶務係	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	収納課長 小井戸 雄一	収納課長	事後	
令和1年12月1日	③システムの名称	収納管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	収納管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、滞納管理システム	事後	
令和1年12月1日	連絡先	総務部 収納課 徴収庶務係	市民部 収納課 収納管理係	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数 か	2014/12/1	令和元年12月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号	事後	
令和4年11月1日	②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①収納状況確認、消し込み、照会。 ②督促状の発行。 ③税に過誤納があった場合の還付、充当処理。 ④口座振替情報の作成、納税者の口座情報の管理。	特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①収納状況確認、消し込み、照会。 ②督促状の発行。 ③税に過誤納があった場合の還付、充当処理。 ④口座振替情報の作成、納税者の口座情報の管理。 ⑤公金受取口座情報の取得および利用。	事前	
令和4年11月1日	②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二42の各項目 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令25の各条	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二42の各項目 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令25の各条 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事前	
令和4年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和元年12月1日	2022/11/1	事前	
令和4年11月1日	情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)○	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か→十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 42の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 25の各条 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 42の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 25の各項 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 (3) 番号法第19条第8号 別表第二 82の各項 (4) 番号法第19条第8号 別表第二 94の各項	事後	
令和5年8月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一16項	番号法第9条第1項 別表第一の16項、59項、68項	事後	
令和6年2月1日	②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①収納状況確認、消し込み、照会。 ②督促状の発行。 ③税に過誤納があった場合の還付、充当処理。 ④口座振替情報の作成、納税者の口座情報の管理。 ⑤公金受取口座情報の取得および利用。	特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①収納状況確認、消し込み、照会。 ②督促状の発行。 ③税等に過誤納があった場合の還付、充当処理。 ④口座振替情報の作成、納税者の口座情報の管理。 ⑤公金受取口座情報の取得および利用。	事後	
令和6年2月1日	③システムの名称	収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム	収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納整理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和6年12月24日	しきい値判断項目	令和4年11月1日	令和6年11月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	8.人手を介在させる作業	-	十分である 判断の根拠: 個人情報が含まれている作業の場合、ダブルチェックを行っているため、十分であると判断する。	事後	
令和6年12月24日	11最も優先度が高いと考えられる対策	-	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月24日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項、59項、68項	番号法第9条第1項 別表の24項、44項、85項および100項	事後	
令和7年3月24日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 42の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 25の各項 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 27の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 (3)番号法第19条第8号 別表第二 82の各項 (4)番号法第19条第8号 別表第二 94の各項	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表48、69、115、132 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	